

産業廃棄物処理委託マニュアル

(第4版)

平成31年4月

高崎市環境部 産業廃棄物対策課

はじめに

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）によって定義されています。汚物や不要物のうち固形状又は液状のものを「廃棄物」といい、事業活動（官公庁、学校、病院、工場、商店など）に伴って生じた廃棄物のうち廃棄物処理法及び同施行令で定められた20種類が「産業廃棄物」として定められています。事業活動によって生じた廃棄物がすべて産業廃棄物になるわけではありませんが、いずれにしても廃棄物の扱いには廃棄物処理法が適用されます。

廃棄物処理法における産業廃棄物の処理の考え方は、「産業廃棄物を出した事業者が責任をもって処理をする（排出事業者責任）」となっており、たとえ産業廃棄物の処理を業者に委託したとしても、廃棄物が適正に処理されるまでは、排出事業者が責任を負うことになります。「産廃の処理は業者にまかせておけばよい」とはならないので注意が必要です。

例えば、産業廃棄物の処理を委託した業者が産業廃棄物を不法投棄し、排出事業者へ虚偽の完了報告をしていた場合は排出事業者が責任を問われ、仮に処理料金の支払いが完了したとしても最悪、不法投棄された廃棄物の撤去などの現状復旧を求められる可能性があります。

一方で、排出事業者が廃棄物処理の委託契約を適正に行おうとしても、一般的な契約書の記載事項を網羅しただけでは、廃棄物処理法で求める基準を満たしていないことも多く、そのことで担当者を悩ませているという話を随所で聞きます。

本マニュアルでは、「分かりづらい」と言われている廃棄物処理法をできるだけ簡単に解説し、廃棄物処理を業者に委託する際の契約の方法、廃棄物を引き渡す際のルール、廃棄物処理法や各種リサイクル法によって遵守しなければならない不要物品の扱いについて解説しています。

事業者の皆さまが適正に産業廃棄物の処理が行えるようこのマニュアルを使用していただければ幸いです。

※ 当マニュアルは、「産業廃棄物」の処理委託に関するマニュアルです。事業系一般廃棄物の処理委託のルールに関しては、一般廃棄物対策課にご確認ください。

目次

1 廃棄物の定義 (p4)

2 収集運搬と処分の委託 (p6)

3 収集運搬業者と処分業者の選定 (p7)

4 契約書の作成 (p8)

- (1) 委託契約書に必ず含まなければならない条項
- (2) 委託契約書に必ず添付しなければならない書面
- (3) 委託契約書の保存期間
- (4) 再委託契約の禁止
- (5) 処理困難通知を受け取った場合
- (6) 処理業者に対する適正処理のために必要な廃棄物情報の提供

5 産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票) (p11)

- (1) マニフェストに必ず記載しなければならない事項
- (2) マニフェストの流れ
- (3) マニフェストの保存期間
- (4) マニフェストの交付状況報告
- (5) 電子マニフェストの利用
- (6) 産業廃棄物を処理委託した際の排出事業者による確認の努力義務

6 その他の処理 (p15)

- (1) 有価で売り払う場合
- (2) 無償で譲与する場合
- (3) 下取り行為の場合
- (4) 家電リサイクル法対象機器を廃棄する場合
- (5) 広域認定を受けた者に委託する場合

7 支払いの方法 (p20)

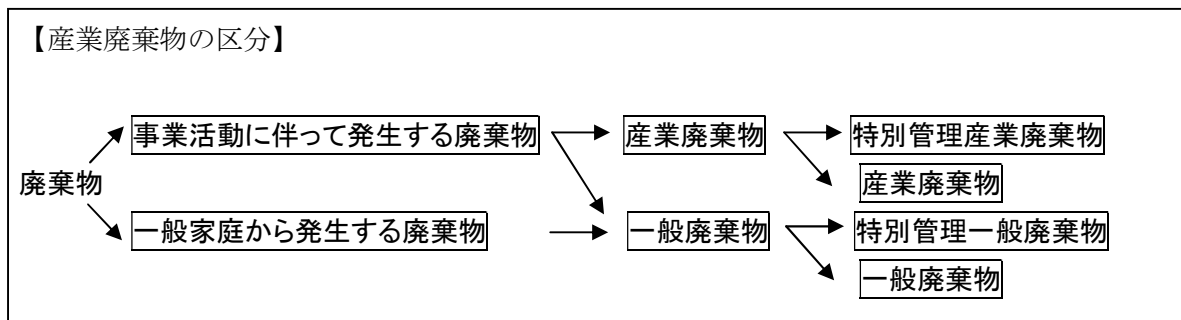
1 廃棄物の定義

廃棄物処理法では、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものと定義されています。また、廃棄物処理法は産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物として、廃棄物の種類を産業廃棄物と一般廃棄物に区分しています。

更に廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状の廃棄物を「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分しています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち廃棄物処理法及び同施行令で定められた20種類です。例えば「廃プラスチック類」は、あらゆる事業活動から排出されたものを産業廃棄物としています。一方、「紙くず」は、建設業、パルプ・紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から排出されたものなどが産業廃棄物となり、それ以外の事業所から排出される「紙くず」は事業系一般廃棄物となります。

このように、廃棄物の種類によってどのような事業活動から排出されたのか、どのような性状なのかを検証しなければならない場合があります。



【参考】 気体状のもの、河川等の浚渫土砂（ただし、廃棄物が混入していないもの。）は廃棄物にはなりません。また、放射性廃棄物の処理は別の法律で定めています。

【産業廃棄物の種類】

産業廃棄物の品目	内 容
燃え殻	灰かす、焼却残灰、炉内清掃掃出物等
汚泥	排水処理施設の処理後に残る泥状のもの、製造業の製造過程において生じる泥状のもの
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油
廃酸	酸性の廃液
廃アルカリ	アルカリ性の廃液
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
紙くず（※）	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② パルプ、紙又紙加工品製造業、新聞業に係るもの ③ 出版業に係るもの ④ 製本業及び印刷物加工業に係るもの
木くず（※）	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 木材又は木製品製造業に係るもの ③ パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの ④ バレット（すべての業種が該当）
繊維くず（※）	① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ② 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず
動植物性残さ（※）	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物（※）	と畜場においてと殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、耐火レンガ、廃石膏ボード等
鋳さい	電気炉等からの残さ（スラグ）溶鋳炉のノロ、鋳物砂等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材
動物のふん尿（※）	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
動物の死体（※）	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
ばいじん	指定された焼却施設において発生するばいじんて集じん施設で集めたもの
1 3号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

（※）特定の事業活動に伴って排出する場合にのみ産業廃棄物となります。

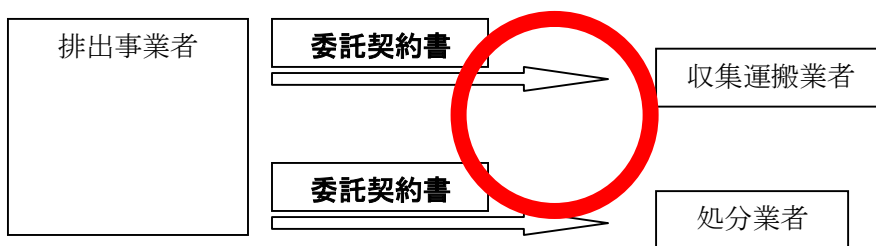
このほか、特別管理産業廃棄物についても種類があります。

2 収集運搬と処分の委託

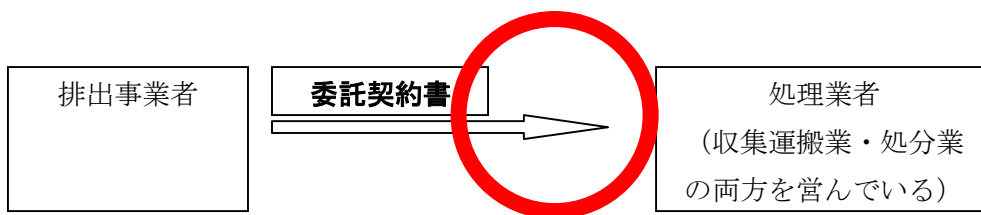
廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理（収集運搬・処分）は排出事業者が責任をもって処理することを規定していますが、現実には自力で処理できる事業者はほとんどありません。そこで廃棄物処理法では、自ら適正に産業廃棄物の処理をすることができないときは、産業廃棄物の処理を適正に行うことのできる業者に委託することを認めています。

ただし、廃棄物処理を委託する際は、必ず書面で契約書を取り交わさなければなりません。書面で契約書を取り交わさずに廃棄物の処理委託をすると、廃棄物処理法に抵触するのでご注意ください。（廃棄物処理法で決められた必要事項が契約書に盛り込まれていない場合も同様です。）

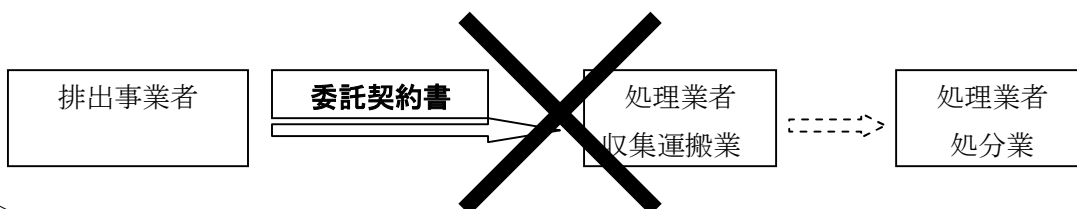
また、廃棄物処理法では、「産業廃棄物の運搬」と「産業廃棄物の処分」は別々に定義されていて、それぞれ許可も異なり業者も異なります。廃棄物処理法では、産業廃棄物の運搬と産業廃棄物の処分はそれぞれ委託契約を締結しなければならないと定めており、**産業廃棄物の処理には原則2つの契約が必要となります。（二者間契約）**



※ ただし、運搬と処分の両方を請け負うことのできる業者と契約することを決定した場合は、下記のように1つの契約にすることができます。



【注意！】 運搬と処分のそれぞれ異なる業者とをあわせて1つの契約とする、「三者契約」は、廃棄物処理法に抵触するため、絶対に行わないでください。



<例>

汚泥を処理する際に、汚泥の処分料金を含んだ収集運搬料金を支払う契約を収集運搬業者とだけ行った。⇒このように処分にに関する部分を一切任せてしまう契約は違反となります。

3 収集運搬業者と処分業者の選定

産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法で決められた者以外はできません。具体的には、都道府県知事又は政令市長から許可された者と、環境大臣から指定・認定を受けた者に限られています。(産業廃棄物の委託については、廃棄物処理法第12条第5項、特別管理産業廃棄物については第12条の2第5項で定めてあります。)

廃棄物処理法で決められた者以外に処理委託すると、委託した者は委託基準違反となり、最悪の場合、刑事処分を科せられる恐れがあります。(最高5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはその併科。)

さらに、業者の許可又は指定あるいは認定にはそれぞれ「事業の範囲」が定められています。「事業の範囲」とは、取り扱うことのできる産業廃棄物の種類、許可条件、処分業者の場合にはその廃棄物の処分方法及び能力が含まれ、委託しようとする産業廃棄物の処理が「事業の範囲」に含まれる業者を選定しなければなりません。許可業者であっても、その許可業者の事業の範囲に含まれていない廃棄物を処理委託した場合は、委託基準違反となりますので注意してください。

【事業の範囲に含まれる業者かどうか判定する例】

＜例1＞ 浄化槽汚泥を処理したい。

→事業の範囲に“汚泥”が含まれている許可業者を選定します。

＜例2＞ 事務用イスを処理したい。(材質がプラスチックと金属で構成されていた場合)

→“廃プラスチック類”と“金属くず”の混合物となるので、事業の範囲に“廃プラスチック類”と“金属くず”を含む許可業者を選定します。

【参考1】 高崎市産業廃棄物対策課のホームページでは高崎市の許可業者を掲示しています。(<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010800763>)

また、群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課で運営するホームページ「群馬県産業廃棄物情報」では、県内の許可業者検索サイトがありますので、業者選択の参考としてください。(<http://www.gunma-sanpai.jp>)

【処理業者を選択する場合のチェックポイント】

- ・収集運搬させたい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・廃棄物の発生場所と処理先の都道府県の両方で収集運搬の許可を取っているか？
- ・処分したい廃棄物の品目について許可を取っているか？
- ・中間処理を委託する場合は、処理後の廃棄物の行き先が明確になっているか？

4 契約書の作成

廃棄物処理法では、「委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。」と定められています。この定めには金額の制限はありません。**金額の大小に関わらず契約書が必要です。**

また、**1回の処理委託であっても書面での契約書が必要であり、省略できません。**

(1) 委託契約書に必ず含まなければならない条項（法定記載事項）

- ア 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- イ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、その運搬の最終目的地の所在地
- ウ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- エ 産業廃棄物の処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- オ 委託契約の有効期間
- カ 委託者が受託者に支払う料金
- キ 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- ク 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- ケ 上記クの場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- コ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- サ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発性等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
- シ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ス 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

【対象廃製品】 廃パーソナルコンピュータ、 廃ユニット形エアコンディショナー、 廃テレビジョン受信機、 廃電子レンジ、 廃衣類乾燥機、 廃電気冷蔵庫、 廃電気洗濯機

【対象有害物質】 鉛又はその化合物、 水銀又はその化合物、 カドミウム又はその化合物、 六価クロム化合物、 ポリプロモビフェニル、 ポリプロモジフェニルエーテル

セ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

- ソ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- タ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係るコ～ソの情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- チ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ツ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

(2) 委託契約書に必ず添付しなければならない書面

- ア 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書の場合
収集運搬業者の許可証の写し（又は環境大臣の認定証の写し）、委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面 など
- イ 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書の場合
処分業者の許可証の写し（又は環境大臣の認定証の写し）、委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面 など

(3) 委託契約書の保存期間

契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。

(4) 再委託の禁止

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理を、契約当事者ではない第三者に委託する再委託契約を禁じています。例外として収集運搬業者又は処分業者が事故又は行政処分により請け負うことができなくなった際に、委託者（排出事業者）が書面で再委託を承諾したときに限り、再委託を行うことができます。

再委託を認めた際は、前述の承諾した書面をその承諾をした日から5年間保存しなければなりません。

【注意！】 処理業者の施設などの定期点検・改修などは再委託の理由になりません。また、別業者又は系列会社等への下請け、名義貸しなども重大な違反となります。処理業者から再委託の申し出があった場合は、必ず再委託の理由を確認してください。処理業者の理由が曖昧であったり、不信に感じた場合には、契約を解除し新たな委託先を探すことが望ましいです。

仮に不正な理由と知りながら、結果的に名義貸しや無許可営業に加担した場合は、違法行為を助けたとして委託者も責任追及されることがあります。

なお、再々委託は例外なく禁止されているので、そのようなケースに遭遇した場合は、契約を解除し新たな処理業者を探してください。

(5) 処理困難通知を受け取った場合

産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を行うことが困難になった又はその恐れがある場合は、排出事業者に対して処理困難通知というものを送付するケースがあります。処理困難通知を受けた排出事業者は以下の措置を実施する必要があります。

- ア 速やかに処理業者に連絡を取り、収集運搬や処分の状況を把握する。
 - イ 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置（※）をとる。
 - ウ 通知を受けてから30日以内に報告書を都道府県知事等（高崎市の場合は高崎市長）へ提出する。
- ※ 具体的には、処理困難通知を発出した処理業者へは適切な処理が行えるようになるまで新たな処理委託を行わないなど、被害拡大を防止する措置が必要です。また、実際に廃棄物の引渡し前であれば、委託契約を解除して新たな処理業者を探すなどの方法も有効です。

既に引渡し済みの廃棄物が未処理であれば、再委託を行い別の処理業者に処理を振り替えることもできますが、その場合は再委託基準に従う必要があります。

(6) 処理業者に対する適正処理のために必要な廃棄物情報の提供

排出事業者が処理業者に廃棄物の処理委託をする際には、廃棄物の性状や取り扱う際の注意事項など、適正処理に必要な廃棄物情報を処理業者に提供しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。処理業者に対し必要な廃棄物情報の提供が十分に行われないと、廃棄物処理過程での安全性の確保が困難となるばかりか、適切な処理が行えず最悪の場合には水道水質の汚濁など重大な生活環境保全上の支障を引き起こす恐れもあります。

具体的な廃棄物情報の提供方法としては、環境省が「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定していますので、そちらを参考にしてください。

(URL : <http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>)

5 産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)

産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票とも呼ばれています。以下「マニフェスト」といいます。）を交付しなければなりません。マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。

【注意！】 処理業者側がマニフェスト用紙を持っていることがありますが、**交付義務は排出事業者にあります。**その取扱いや受け取りには十分注意してください。

また、マニフェストの記載事項は廃棄物処理法で定められていて、排出事業者が作成することができますが、(公社)群馬県環境資源創生協会（前橋市紅雲町1-7-1 2住宅供給公社ビル3階 電話027-243-8111）でも販売しています。

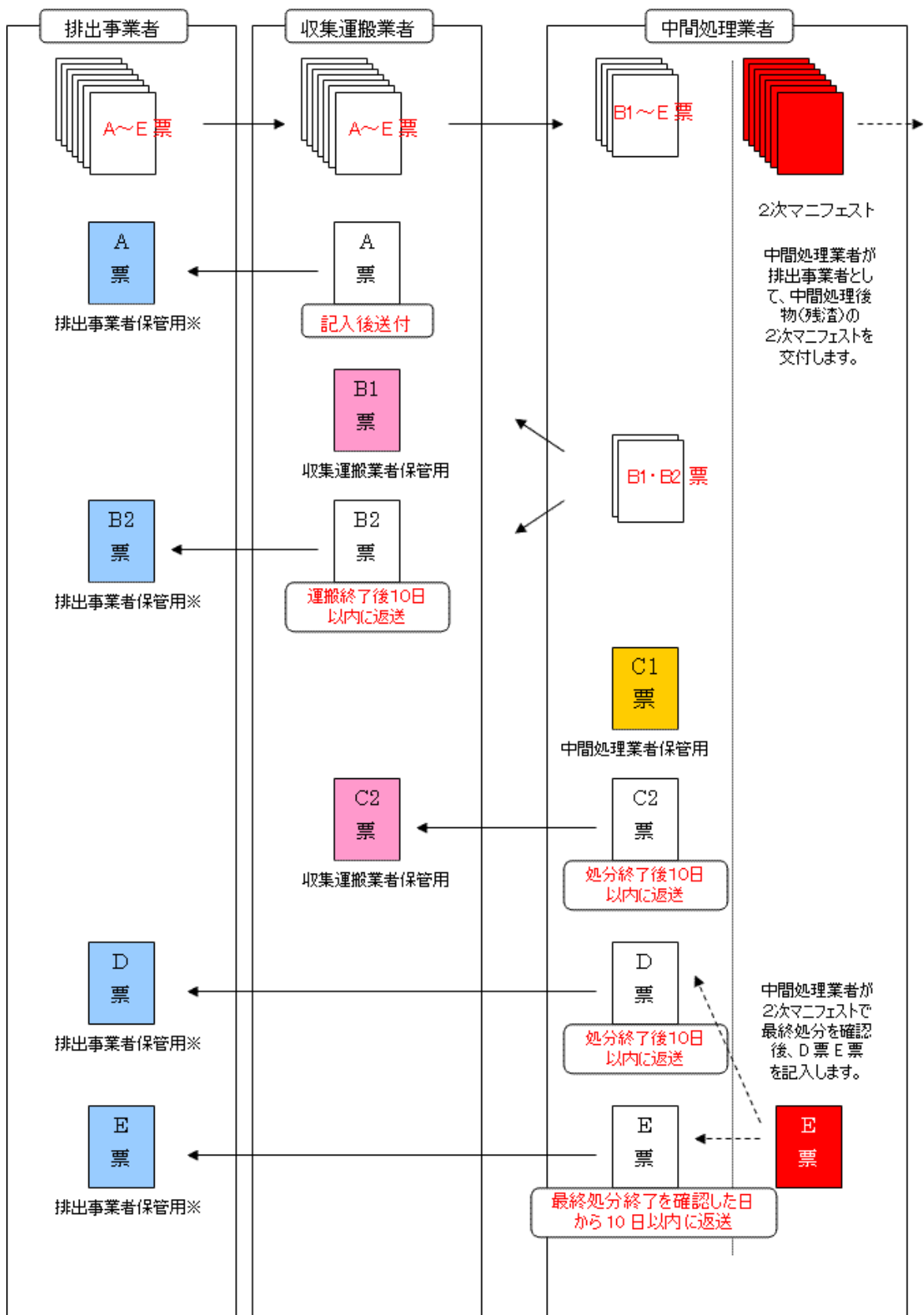
(1) マニフェストに必ず記載しなければならない事項

- ア マニフェストの交付年月日及び交付番号
- イ 委託者の氏名又は名称及び住所
- ウ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- エ マニフェストの交付を担当した者の氏名（契約担当者ではなく、実際に交付した担当者）
- オ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- カ 運搬先の事業場の名称及び所在地（積替え保管を行う場合は、その場所の所在地）
- キ 委託する産業廃棄物の種類、数量及び荷姿
- ク 産業廃棄物の最終処分を行う場所の所在地（運搬の最終目的地の所在地）
- ケ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

(2) 一般的なマニフェストの流れ（次ページ参照）

マニフェストは、産業廃棄物の処理に係る荷札と同じですので、最終的な処分がなされるまで、廃棄物とともに運ばれていきます。それぞれの廃棄物について、運搬と処分のそれぞれが終了した段階で通知が返送されてきますので、その内容を確認してください。

- ア【A 票】 交付した控え
- イ【B 1 票】 収集運搬業者の控え
- ウ【B 2 票】 返送される運搬終了通知（終了後10日以内に送付）
- エ【C 1 票】 処分業者の控え
- オ【C 2 票】 処分業者に運搬したことを証明する収集運搬業者への通知
- カ【D 票】 返送される処分終了の通知（終了後10日以内に送付）
- キ【E 票】 返送される最終的な処分終了の通知（終了後10日以内に送付）



マニフェスト各票の流れ

(3) マニフェストの保存期間

【A票】は交付した日から5年間、【B2票】、【D票】及び【E票】は受け取った日から5年間保存しなければなりません。返送されたマニフェストは、照合確認を行なう必要がありますので、原本は必ず保管してください。

また、一連の流れが把握できるよう、【A票】、【B2票】、【D票】及び【E票】を一組として保管することが望ましいです。

(4) マニフェストの交付状況報告

産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前1年間において交付したマニフェストの交付等の状況に関し、定められた様式で産業廃棄物対策課へ提出してください。また、マニフェストの一部が返送されて来ない場合は、別途届出が必要となりますので、お問い合わせください。

【参考】 様式は市ホームページ（産業廃棄物対策課）からもダウンロードできます。

(URL : <http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010801814/>)

(5) 電子マニフェストの利用

電子マニフェストとは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで運用する方法です。

通常の紙マニフェストと違って電子マニフェストは、マニフェスト関連事務量の大幅な軽減や法令の遵守など数々のメリットがあります。

また、2020年4月1日から、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する排出事業者は、その運搬又は処分を他者に委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられます。

電子マニフェストの導入を検討される場合は、以下の団体にお問合せください。

【参考】 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

(URL : <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>)

(6) 産業廃棄物を処理委託した際の排出事業者による確認の努力義務

排出事業者が産業廃棄物の処理委託をした際には、産業廃棄物の処理の状況について確認をするよう努めることが廃棄物処理法では求められています。委託した廃棄物が不法投棄され第三者に損害を与えてしまったが、処理委託した業者が倒産等により連絡がとれなかったため、最終的に排出事業者責任となって排出事業者が不法投棄により生じた被害の責任を負うことになったケースもあります。こういった事態を回避するためにも、処理委託した廃棄物が適正に処理されていることを確認することが必要です。

【確認方法の一例】

- 処理施設に訪問するなど実地確認を行う。
- 処分完了が分かる写真を添付した報告書の提出を求める。
- 処理業者がHPをもっている場合は、公表情報などを定期的を確認する。

6 その他の処理

(1) 有価で売り払う場合

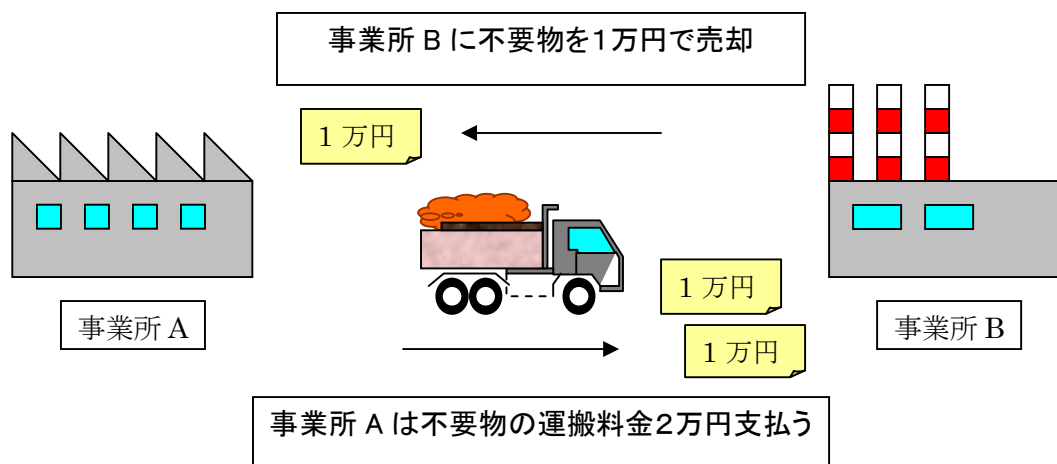
産業廃棄物を購入して利用する者がいる場合、有効に利用できる状態になるまでの間は、廃棄物処理法で定める廃棄物に該当します。ただし、加工が不要であり購入して適切に利用する者が引き取る場合は、物品又は製造品の売払いとなり、産業廃棄物の処理ではありません。

※ 廃棄物処理法の施行以前から商慣習として存在した「古物商による古物回収行為（古紙、鉄くず等の売払い）」は、廃棄物処理法による規制が緩和されています。

【注意！】 無償で譲与又は有価で売り払う際には、取引をする相手方との間で有償譲渡されていて、なおかつ客観的に見てもその取引の内容について経済的合理性がある必要があります。仮に相手方に対して結果的に金銭等を支出することになれば、廃棄物処理法上では処理委託に該当することになります。

【経済的合理性が認められない場合の例】

発生する不要物を売却する際に、不要物の運搬代金を支払うケース



上記の例では、事業所 A は不要物を 1 万円で売却しながらも、運搬料金 2 万円を支払っています。結果、売却益よりも運搬経費のほうが勝っているため、事業所 A は 1 万円を支払って、不要物を処理していることとなります。（廃棄物の処理費を支払っていることと同等と考えられます。）

このような場合は廃棄物の処理に該当していると判断します。

(2) 無償で譲与する場合

産業廃棄物を無償で有用に活用する者がいる場合、有用に活用できる状態になるまでの間は、廃棄物処理法で定める廃棄物に該当します。有用に活用できるよう運搬や加工を第三者に委託する場合は、産業廃棄物の処理に該当しますので、適正な処理委託をしなければなりません。ただし、加工が不要であり無償で有用に活用する者が引き取る場合は、物品又は製造品の譲与となり、産業廃棄物の処理ではありません。

【参考】 廃棄物処理法の施行以前から商慣習として存在した「古物商による古物回収行為（古紙、鉄くず等の回収）」は、廃棄物処理法による規制が緩和されています。

(3) 下取り行為の場合

新しい物品を購入した際に、それまで使用し不要となった物品を引き取ってもらう行為を、「下取り行為」といいます。従来から電化製品や自動車などは下取り行為が行われていました。この下取り行為は、物品販売の見返りとして不要となった物品を産業廃棄物の処理を行わない第三者（以下「販売店等」といいます。）が無料で回収します。この後の廃棄物の排出者は販売店等となります。

【注意！】 下取り行為は、販売店等が商慣習として行うサービスの一環であり、**販売店等が下取り費用などを別途計上することは、産業廃棄物処理業とみなされます。**この場合、販売店が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を持っていない場合は、無許可営業という重い罪に問われ、許可状況を確認せずに引き渡した場合、排出事業者側も責任を問われることとなります。また、下取り行為として新しい物品を1台購入した場合、2台、3台・・・と購入した以上の数量の物品を引き取ってもらうことも認められません。

(4) 家電リサイクル法対象機器を廃棄する場合

ア 対象品目

家電製品のうち以下の品目については、家電リサイクル法により、小売業者による廃家電の収集運搬及び製造業者（輸入業者を含む。以下同じ。）によるリサイクル等が行われています。

家電リサイクル法では、消費者が廃棄する場合（一般廃棄物）と事業者が廃棄する場合（産業廃棄物）にほとんど差異はありません。

【平成31年4月1日現在の対象品目】

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

※ 一部対象外となる製品もあります。(天井設置型エアコン、業務用冷凍庫等)
対象家電かどうかの確認は(財)家電製品協会家電リサイクル券センター
(電話0120-319640)にお問合せください。

イ 排出時に必要なこと

①買い換える場合

同種の新しい家電製品を買って、古いものを廃棄する場合は、買い換えをする小売業者(廃棄物処理法による収集運搬業の許可は不要です。)に引き取り義務があります。

買い換えをする小売業者に廃家電を引き渡す場合は、小売業者からリサイクル料金と収集運搬料金の支払いを求められますので、適切に支払い、排出に当たっては家電リサイクル券の管理票の写しの交付を受けてください。

②買い換え以外の場合

廃棄する家電製品を購入した小売業者(廃棄物処理法による収集運搬業の許可は不要です。)に相談してください。必要となる費用等については、買い換える場合と同様です。

購入した小売業者がわからない場合等は、以下の方法によることもできます。

自ら製造業者の指定する引取場所に持ち込む

郵便局でリサイクル料金を支払い、製造業者が指定する引取場所に持ち込むことにより、家電リサイクル法のルートに乗せることも可能です。

運搬と処分について他の産業廃棄物と同様の委託等を行う

家電リサイクル法の対象となっている品目についても、他の産業廃棄物と同様に、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に委託することが可能です。この場合、業者の「事業の範囲」の確認や産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の交付等は、他の産業廃棄物の運搬や処分に関する委託の際と同様に必要となります。

しかしながら、家電リサイクル法の対象品目については、国の施策に従いその家電の製造業者に責任をもってリサイクルさせることが望ましいので、他の産業廃棄物とは別に、家電リサイクル法のルートで製造業者に引き渡すよう努めてください。

ウ 製造業者に引き渡されたことの確認

買い換えの際に小売業者に引き渡した場合や廃家電を購入した小売業者に引き渡した場合、さらには、自ら製造業者が指定する引取場所に持ち込んだ場合は、家電リサイクル券の管理票の写しの交付を受けてください。そこに記載されたお問い合わせ管理票番号を使い、廃家電が製造業者に適切に引き渡されたかを確認できます。

【確認先】

家電リサイクル券センター（電話0120-319640）

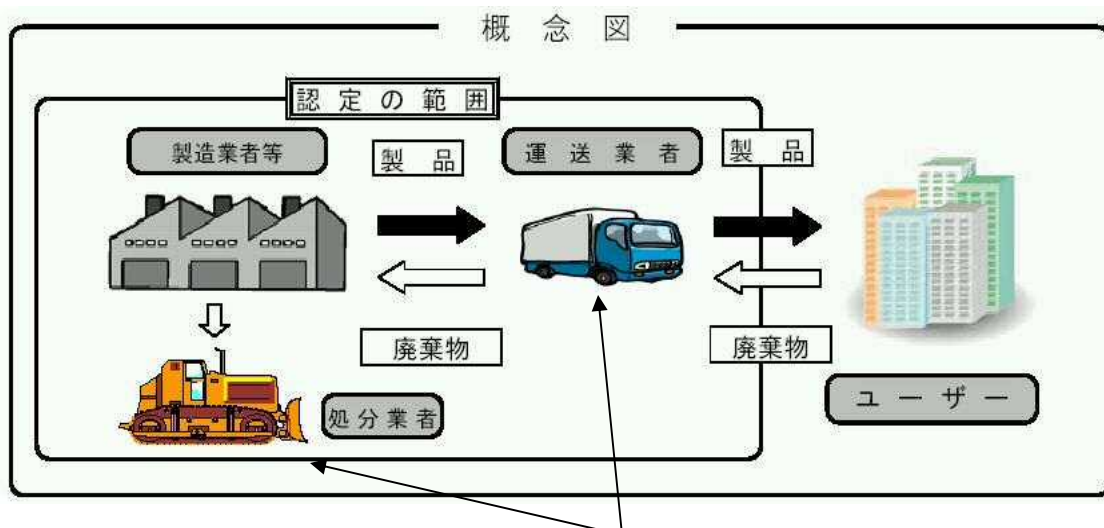
インターネットでの確認 <http://www.rkc.aeha.or.jp>

（6） 広域認定を受けた者に委託する場合

ア 産業廃棄物の広域処理に係る認定制度

産業廃棄物の広域的処理に係る認定制度とは、メーカー等が、環境大臣の認定を受けて、自社製品で廃棄物となったものを排出事業者から広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理する制度のことをいい、平成15年12月1日から施行されています。

この制度の特徴の一つとして、広域認定を受ける事業者は製造、加工、販売等の事業を行う者が該当しますが、自社製品の配送会社等とともに認定を受けていると、その配送会社等は産業廃棄物処理業の許可が無くても処理が行なえます。



認定に含まれている業者であれば許可不要。

この枠に含まれない業者に委託する場合は許可が必要。

イ 産業廃棄物処理委託の特例

対象となる産業廃棄物の収集運搬は、認定に含まれる認定運送業者が行うか、収集運搬業の許可を有する処理業者が行います。処分は、認定を受けたメーカー等又はそのメーカー等から委託を受けた者が行います。

通常の廃棄物処理であれば、排出事業者は収集運搬事業者と処分業者とそれぞれ契約を締結しますが、**この場合に限って、排出事業者は認定を受けたメーカー等又はそのメーカー等から委託を受けた者として産業廃棄物処理委託契約を締結します。**

ただし、認定運送業者外の収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合には、収集運搬許可業者との産業廃棄物処理委託契約が必要となりますので注意してください。

【注意！】 認定を受けていない収集運搬業者に、広域認定を受けた処理施設へ搬入させる場合は、事前に認定事業者（メーカー等）に、その収集運搬業者が処理施設へ搬入できるかどうか確認する必要があります。

ウ マニフェストの交付特例

廃棄物処理法では広域認定制度により産業廃棄物の処理委託する場合は、マニフェストの交付が不要とされています。

ただし、認定運送業者外の収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合には、マニフェストの交付は必要となりますので注意してください。

7 支払いの方法

廃棄物処理法では、処理料金の支払い方法については定めがありません。支払いについては、排出事業者と処理業者の間で取り決めた方法で支払うことで問題ありません。収集運搬業者に収集運搬料金と処分料金を一括して支払い、収集運搬業者を介して処分業者へ支払う方法なども認められています。ただし、この場合でも、排出時業者が収集運搬業者と処分業者の両者とそれぞれ契約を締結していることが前提となります。**(二者間契約)**

【注意！】 市場価格より著しく処理費用が安すぎる場合（例えば市場価格の半値以下）などは、処理業者に対し十分確認するとともに、実際に処理施設に出向くなどご自身の目で問題がないか確認してください。

処理業者が不法投棄などの不適正処理を行って原状回復の費用が捻出できないときなどは、最悪の場合、適正な処理料金を負担していない排出事業者に対し措置命令が下されることもありますので十分注意してください。

産業廃棄物処理委託時の点検ポイント！

1. 契約時

- ① 処理委託するときに必ず書面で契約書を交わしたか？
- ② 「収集運搬」と「処分」とで別々の契約書を交わしたか
- ③ 相手方の許可証を確認し、「事業の範囲」に処理委託する廃棄物の種類が含まれているか？

2. 廃棄物の引渡し時

- ① マニフェストの記載内容に漏れはないか？
- ② マニフェストを収集運搬業者に交付し忘れてないか？

3. 廃棄物の引渡し後

- ① マニフェストが決められた期間内に返送されたか？
(B2 D票は90日(特管産廃は60日)、E票は180日)
- ② マニフェストを交付日から5年間保管しているか？
(委託契約書も契約終了日から5年間保管)
- ③ 廃棄物が適正に処理されたかを処理業者に確認しているか？